

山武市立成東中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって一過性ではなく、継続して未然防止や早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

本校では、生徒が夢の実現に向け、学習や諸活動に取り組んでいる。学校は、その生徒が安心・安全に学べる場所でなければならない。その為にも学校は、生徒がいじめを行わず、いじめがあっても、それを放置しないような環境づくりをしていく必要がある。いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの未然防止及び防止対策を策定する。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- (1) 日常生活の充実を図り、全職員により計画的に実施する。
- (2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (3) 生徒・教職員の人権意識を高める。
- (4) 生徒の豊かな心を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・特別活動の充実を図る。
- (5) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (6) いじめる生徒に対しては、毅然と対応し粘り強く指導を行う。

- (7) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく専門機関や保護者と協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は、間違っている。
- (5) いじめは、暴行・恐喝・強要等の刑法に抵触する行為が、含まれる時がある。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が、問われる問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもつ場合が多い。
- (8) いじめは、学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 学校及び職員の職責

- (1) いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習活動に取り組むことができるように、保護者や関係する機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に取り組む。
- (2) いじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職及び生徒指導主事に報告する。
- (3) 校長は生徒指導主事・担任・顧問等による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決が難しいと判断した場合は、即時に校内委員会（「いじめ対策委員会」という。）の招集を行い、指導方針の決定を行う。

5 いじめ対策の組織

- (1) 名称
いじめ対策委員会
- (2) 構成員
校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・養護教諭
・スクールカウンセラー・当該生徒が在籍する担任教諭
※必要に応じて外部の関係機関の専門家を加えることもある。

6 いじめの未然防止

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ①生徒がいるところには、職員がいる。
 - ②具体的な活動の場面において、生徒と職員の協働、職員の率先垂範を基本とし、環境整備を心がけるとともに生徒との信頼関係を構築していく。

ア 生徒も職員も「あいさつ」「返事」を励行し、明るい学校の環境づくりに努めるとともに、コミュニケーション力を高める。

イ 清掃活動に懸命に取り組ませ、生徒の心を耕す。

ウ 下駄箱・ロッカーの整理整頓を徹底する。

エ 歌声活動を充実させ、明るい雰囲気を醸成していく。

③わかる授業を実践する。

ア 授業規律を確立させ、落ちついて学習する雰囲気をつくる。

イ 生徒の実態を把握し、適切な指導を講じる。

ウ 学習課題を明示し、学習意欲につなげる。

エ 板書計画を綿密に行い、学習内容を整理して生徒に提示する。

オ 発問を工夫するとともに、発表や話し合いの機会を生徒に保障する。

カ 学習記録とともに、思考過程も含めたノート指導を行う。

キ 授業の終末部分で、学習内容のふりかえりを行う。

④教職員の言動を適切にする。

教職員の不適切な言動が、いじめを助長することについての理解を徹底する。

(2) 生徒の豊かな心を養うため、道徳教育・特別活動の充実を図る。

①道徳教育の充実

ア 教職員による授業相互参観を実施する。(毎月1回)

イ 学年道徳や学校道徳を実施する。

ウ フリー参観等による公開授業を実施する。

エ 情報モラル等に関する指導を行う。

②計画的な学級会活動の実施

毎月、第1月曜日に学級会を開催し、係活動の反省や学級での問題について話し合う。

②生徒会活動については、一人一役を推進し、集団内での存在感を持たせる。

③毎日の歌声活動を通して集団作りを進め、生徒間の絆を深めさせる。

④行事等の後に、感想文等を書かせて振り返りを行い、道徳的価値の醸成を図る。

ア 友達のよさに気づかせる。

イ 自分のよさに気づかせる。

ウ 協力することの大切さに気づかせる。

⑤人権意識の高揚を目指した活動を行う。

ア 世界人権週間にあわせて啓発活動を行う。(12月4日～12月10日)

イ 福祉体験活動をととして、人権感覚を深めるとともに、差別をしない態度を養う。

(3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①毎年4月をいじめ防止啓発強化月間とし、ポスター掲示等啓発活動を行う。

②「いじめ防止基本方針」を全家庭に配付するとともに、ホームページに掲載し、いじめ防止や情報提供について周知を図る。(4月)

ア 校内相談窓口を周知する。(校内教育相談担当者、スクールカウンセラ

一、心の教室相談員)

イ 校外相談窓口を周知する。(市開設の相談メール、市外の相談窓口)

③生徒会活動を通じて、「いじめゼロ宣言」により、相談・通報は、適切な行為であることを指導する。(5月)

④いじめの態様と刑罰法規との関連を理解し、早期発見に努める。

⑤正門での登下校指導は毎日、全職員で行い、生徒の小さな変化を見逃さない。

⑥各学期に教育相談月間(6月、10月、2月)を設け、担任だけでなく全教職員が教育相談の対象となり、生徒理解に努める。このときにアンケートも実施する。

⑦担任は、日記指導等を通して、生徒理解を図る。

⑧保護者と定期的に面談の機会を設け(4月、7月、12月)、情報交換する。

⑨悩み・セクハラ相談箱を職員室前廊下に設置する。

⑩スクールカウンセラー、心の教室相談員との連絡について、校内教育相談担当者が窓口となり、管理職も係わる。

⑪小中の連携(三校会での共通実践および情報交換)

ア 中学校区の小中で、共通指導項目を設けて生活指導を行い、各校の成果と課題について情報交換を行い、指導に生かす。

イ いじめ等の生徒指導上の問題について情報交換を行い、指導に生かす。

⑫いじめの態様が犯罪行為として取り扱われる場合もある。常に、早期発見と毅然とした対応を心がける。

—— いじめの態様と抵触する可能性のある刑罰法規 ——

ア 冷やかしからかい、悪口や文句、いやなことを言われる。

→脅迫、名誉毀損、侮辱

イ 仲間はずれ、集団による無視

→刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然と対応する。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

→暴行

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

→暴行、傷害

オ 金品をたかられる。

→恐喝

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

→窃盗、器物破損

キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

→強要、強制わいせつ

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

→名誉毀損、侮辱

7 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告・いじめ対策委員会の開催

①いじめの事実を確認した職員は直ちに管理職と生徒指導主事に報告する。

②いじめ対策委員会を開催し、以下の内容について協議・整理する。

ア 事実確認

- ・被害者と加害者の確認 ・時間と場所の確認
- ・内容の確認（どんな内容で、どんな被害を受けたのか）
- ・背景と要因 ・期間（いつ頃からどのくらい続いているのか）
- ・関係する保護者への連絡（事実を伝える）

イ 被害生徒対応

- ・被害生徒の心情を第一に、周囲が守っていく体制で臨む。

ウ 加害生徒対応

- ・被害者の意向を尊重した上で、謝罪の場を設ける。

エ 周辺生徒への対応

オ 全校生徒（学年生徒）への指導

カ 被害保護者への説明と対応策の相談（隠蔽や虚偽の説明をしない。）

キ 加害保護者への説明と対応策の相談（隠蔽や虚偽の説明をしない。）

ク 特別指導について生徒保護者への周知

ケ 教育委員会への報告・相談（隠蔽や虚偽の説明をしない。）

コ 関係機関への相談（校長・教頭）

サ 心のケア

シ 場合によっては、全校保護者への説明

- ・被害者の意向を尊重する。

(2) 被害生徒への対応（基本的には担任および学年職員が対応）

①生徒から個別の聞き取りを実施し、早急に対応することで、重大事態にならないよう対処する。

②人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践するとともに、記録をきちんととる。

③いじめられた生徒を守るために、全職員で事実について情報を共有し、全教職員で解決に向けた支援を行う。

④養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、メンタル面のケアを行い、自信や存在感を持たせるようにする。

⑤緊急避難として欠席した場合には、学習を保障するためのプログラムを作成する。（訪問指導や補習等）

⑥保護者に対して、事実関係について情報を適切に伝える。

ア 事実とともに学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。

イ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

ウ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

エ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(3) 加害生徒への対応（基本的には担任および学年職員が対応）

- ①事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした対応で、粘り強く継続的な指導を行う。
- ②被害生徒の気持ちがどんなものであるかを認識させながら、加害生徒の背景にも目を向け指導をする。
- ③「いじめは人として決して許されない行為である」ことをきちんと理解させる。
- ④心理的な孤立感、疎外感を与えないようにする等、一定の教育的な配慮のもと、いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ⑤保護者に対して、事実関係について情報を適切に伝える。

ア 事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする。

イ いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

ウ 生徒の変容をはかるため、今後の係わり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。

エ 被害生徒に対する謝罪をさせる。

- ⑥場合によっては、加害生徒への懲戒、特別指導を行う。また、別室での学習指導や出席停止等については、再度保護者に説明する。

(いじめ防止対策推進法 第25条, 第26条)

(4) 傍観者への対応

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級および学年、学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ⑤いじめに関する報道や体験事例等の資料を用いて、いじめについて話し合い自分たちの問題として意識させる。
- ⑥個人情報の扱いに十分注意する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ②いじめにより当該学校の在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

(2) 重大事態の解釈

①について

- ア 生徒が、自殺を企図した場合。
- イ 生徒に、精神性の疾患が発生した場合。
- ウ 生徒が、身体に重大な障害を負った場合。
- エ 生徒が、金銭等を奪い取られた場合。

②について

年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも迅速に対応する。

- (3) 重大事態が発生した場合、校長は、その旨を山武市教育委員会に速やかに報告する。

- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する。

- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、山武市教育委員会へ報告する。

- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

- (5) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる。いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、校長は、迅速に山武警察署生活安全課と協議し、加害生徒へ毅然とした対処を行う。

9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

(1) 未然防止のでだて

- ①DVD「ちょっと待って、ケータイ」「インターネット×リアル」等資料として学級活動等で活用し、生徒のネットモラルの醸成を図る。
- ②入学前の保護者説明会や、PTA総会、家庭教育学級等の場で、啓発団体の資料の配付や講演を実施し、保護者へネットトラブルの情報を知らせる。
- ③ネットトラブルに関する職員研修を実施して、職員の共通理解を図る。
- ④家庭教育学級等で、ネットトラブルに関する保護者向けの研修を行う。
- ⑤保護者に対して、携帯電話やインターネット等を使用する場合の各家庭でのルールづくりを指導する。

(2) 早期発見のでだて

- ①日頃から、生徒と教職員係わりを深め、生徒の変化に気づく環境を整える。
- ②教育相談やいじめアンケートを実施して、早期発見に努める。
- ③家庭と連携し、携帯電話のメールを見たときの表情の変化等、トラブルに巻

き込まれた生徒が見せる傾向を伝え、気付いたら即座に学校に相談するよう依頼する。

(3) いじめの事実を把握したら

- ①関係する生徒が多数に渡る可能性が高いため、学年職員や生徒指導主事等と連携して、関係する生徒全員から事実確認を行う。
- ②保護者や本人の了承を得て、生徒に自分の携帯電話を操作させ、職員が実際の書き込み等を確認し記録する。
- ③いじめ対策委員会で指導方針を決定し、該当する学年職員が中心となり指導を行う。
- ④保護者を学校に呼んで事実報告を行い、再発防止に向けた家庭での指導を依頼する。
- ⑤重大事態に至る可能性がある場合には、警察と連携して対応にあたる。

10 いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- (1) ホームページ等で「いじめ防止対策基本方針」を示す。
- (2) 毎学期行う「いじめに関する調査」の結果は、3年間保管し、公表を求められた際に提示できるようにする。
- (3) 学校評議員会やPTA役員会等で、個人情報に留意しながら、学校でのいじめの実態について、報告・説明を行う。
- (4) いじめ対策委員会は、年度末に基本方針の見直しをする。

11 いじめのサイン（家庭での例）

いじめられていませんか

- ・家で学校の話をしなくなった。
- ・登校を渋るようになった。
- ・文房具がなくなるようになった。文房具にいたずら書きがある。
- ・制服や体操服の汚れがひどくなった。
- ・精神的に不安定で、気分の浮き沈みが激しくなった。
- ・携帯メールのチェックをしなくなった。
- ・弟妹に当たり散らすことが増えた。
- ・お金の要求が増える。(親の財布からお金を持ち出すことが増えた。)
- ・身体に傷跡をつくって帰ってくるようになった。(それを隠そうとする。)

いじめに加担していませんか

- ・言葉づかいが荒くなる。人のことをバカにする。
- ・買った覚えのないものをもっている。
- ・与えた金額以上に小遣いをもっていることがある。